

ノンステップつつじバス 購入仕様書

1. 一般事項

- (1) この仕様書は、鯖江市（以下「甲」という。）が購入するつつじバスに関する必要な事項を定める。
- (2) 車体の設計及び製作については、原則として日本工業規格による材料をする。
- (3) 車枠及び車体等の主な構造部分については、道路運送車両法に基づき堅牢で運行に充分耐えうるものとする。
- (4) 道路運送車両保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）に適合し、かつ道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2008.07.07】別添106（ワンマンバスの構造要件）に適合する車両とする。
- (5) 国土交通省が認定する標準仕様ノンステップバスに適合する車両とする。

2. 主要諸元

小型ノンステップバス「ポンチョ」 5台（同等車両可）

- (1) ボディ様式 低床型ノンステップバス
左中央ドア一枚
- (2) 定員 32名程度（立席含む）
- (3) 寸法 全長 7m程度 全幅 2.1m程度 全高 3.1m程度
- (4) エンジン ディーゼルエンジン(平成28年騒音規制フェーズ2対応)
出力 180ps
- (5) ミッション 5速A/T

3. 特別仕様

(1) 昇降口関係

- ア 車体左に一ヶ所の昇降口を設置すること。
- イ 扉の出入口有効幅は800mm以上とする。
- ウ 車椅子用スロープ板を設置すること。

(2) 床関係

- ア 乗降口付近を除く低床部分の通路には段差やスロープを設けないこと。

(3) 座席関係

- ア 座席数は17席程度とする。また、乗務員1席、車椅子1台固定できるよう装備すること。立席は14名程度とする。

(4) 冷房装置

- ア 直結式のクーラー及び温水ヒーターを取り付けること。
- イ 広告枠をクーラーダクトに取り付けること。

(5) 室内装備関係

- ア 運転席前サンバイザーを取り付けること。

- イ 運転席横前窓、左方視界窓はヒーター入りにすること。
- ウ 側・後窓はサンベールグリーン50に変更し、右側窓は開閉が出来るよう上引き違い下固定窓に変更し、左側窓後部黒テープ貼付すること。
- エ 側窓にカーテン取り付けること。

(6) 装備関係

- ア フロント、サイド、リアに行先を知らせる方向幕(LED表示できるもの)を取り付けること。
- イ 運賃箱を取り付けること。(解錠器含む)
- ウ 音声合成のワンマン用放送装置を取り付けること。
- エ 立席用吊革、握り棒を設置すること。
- オ 室内に降車ボタンを取り付けること。
- カ 運転席照射灯、車外照射灯、路肩灯、マーカーランプはLED式を取り付けること。
- キ 運転席Hポールに路線図枠、急停車注意灯を取り付けること。
- ク フォグランプを取り付けること。
- ケ ダイヤ表差しを取り付けること。
- コ バックアイカメラ(シャッター付)を設置し、運転席付近にモニターを設置すること。
- サ デジタル時計、寒暖計、信号灯を取り付けること。
- シ 座席上張りは撥水加工のモケット地(ブルー色)に変更すること。
- ス 暖房は予熱機付とする。
- セ 天井換気扇を取り付けること。
- ソ タコグラフ、ドライブレコーダー(前・室内用2カメラタイプおよび後部カメラ)を取り付けること。
- タ 車椅子固定ベルトを搭載すること。
- チ 乗降中注意灯を車輛後部に取り付けること。SOSの切替ができるものとする。
- ツ バックミラーはヒーター入りのものとする。
- テ 広告幕吊金具をワイパーアームおよびバンパー下部に取り付けること。
- ト 外板には甲指定のデザインを施工すること。また、車椅子・ベビーカーマークおよび甲が指定する宝くじマークを貼付すること。
- ナ 防錆対策を施工すること。
- ニ 乗降がしやすいようにニーリング機構を装備すること。
- ヌ 扉開閉予告ブザーを設置すること。
- ネ 昇降口にはLED照射灯を設置すること。
- ノ 床表面全体にノンスリップタイプの床材を使用すること。色はグレーとする。ただし、出入口部は黄色とする。
- ハ 停名表示器を取り付けること。

ヒ 運転席仕切に感染症対策用の透明ビニールカーテンを取り付けること。

(7) その他

ア スタッドレスタイヤ6本（ホイール付）を添付すること。

イ 保安用具として、消火器1本、発煙筒2本、車輪止め2個を備え付けること。

4. 補足

- (1) この仕様書について疑義が生じた場合、又は変更が必要な場合は、甲と納入者（以下「乙」という。）が協議のうえ決定するものとする。
- (2) 検査の結果、不合格と認めた箇所については、直ちに修復の上、再検査を受けることが出来る。
- (3) 保証期間は、検収後一年とする。但し、設計又は製作上の欠陥により車両の機能に支障が生じた場合は、保証期間終了後においても無償で交換または修繕することとする。
- (4) 新規登録に関する諸手続き及びこれに要する手数料等は、乙の負担とする。
- (5) 検収は当該仕様書の適合をもって検収とする。

5. 納期

- (1) 納入期限は、令和6年3月8日（金）とする。ただし、乙は納入の日程について事前に甲と協議すること。

6. 納入場所

- (1) 鯖江市内の甲が指定する場所とする。なお、納入に伴う費用の一切は、乙の負担とする。